

生活経済学会共同研究助成制度規程

(目的・設置)

第 1 条 生活経済学会活性化の一環として、各部会を単位とした共同研究に対する助成制度を設ける。

(助成対象者)

第 2 条 各部会での共同研究グループを助成の対象とする。
2 共同研究グループのメンバーは、各部会の会員を主体(過半数以上)とするが、必要な場合は、他部会の会員及びその他関係者・団体を含めることができる。

(助成金額)

第 3 条 総額 50 万円以内、4～5 件程度とする。

(研究期間)

第 4 条 当該年度 6 月～翌年度 5 月の 1 年間とする。

(申請受付期間)

第 5 条 当該年度 4 月 1 日～5 月 31 日とする。

(申請)

第 6 条 共同研究助成申請者は、研究計画書(研究目的・研究内容・期待される成果・研究実施体制)を申請期間内に提出する。

(選考方法)

第 7 条 担当理事会において審査を行い、その結果をもとに研究助成対象を決定し、通知する。

(審査要領)

第 8 条 審査の視点は次の通りとする。

- ・研究テーマが生活経済学会の研究分野であるか
- ・研究テーマが独創性、斬新性を含んだ内容であるか
- ・研究が研究期間内に完結し、成果が期待できるものであるか
- ・研究内容が地域の特性を含んだものであるか

(研究成果の提出)

第 9 条 助成を受けた研究グループは、共同研究助成論文及び会計報告を、研究終了後 2 か月以内に提出する。

(研究成果の公表)

第 10 条 共同研究の成果は、次年度の部会及び研究大会で報告し、学会誌に「共同研究助成論文」として掲載する。

(遵守事項)

第 11 条 共同研究の実施にあたり、当初の計画から著しく異なる内容の研究を行った場合、又は社会通念上に照らして不公正な経費支出を行った場合は、助成された資金を返還させるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2014年度の総会において承認された日をもって施行する。
なお、本規程は、事業実施状況を勘案し、制定から概ね 4 年を経過した時点で必要な見直しを行うものとする。

※ 2015年6月27日 一部改正

※ 2016年6月25日 一部改正